

# 2023 (令和 5) 年度伊賀市立上野南中学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止等に対する基本的な考え方

### I いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### II いじめ防止に関する基本理念

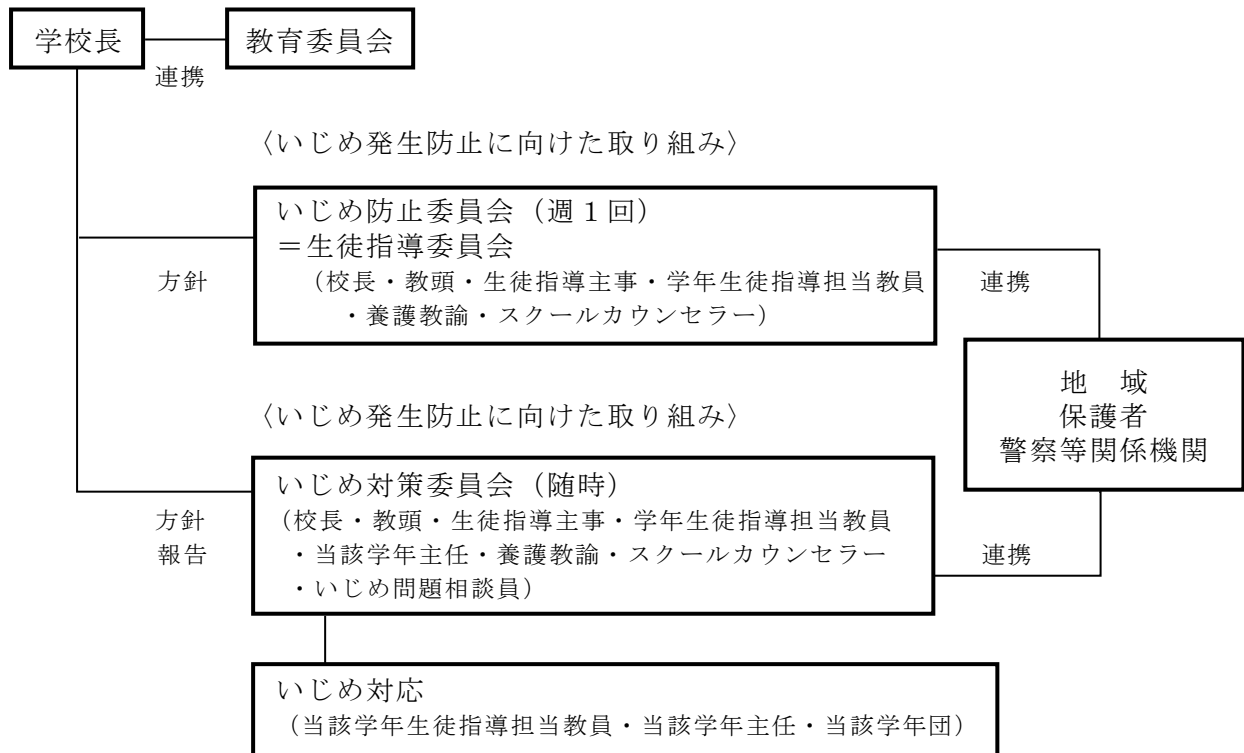
- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

### III 学校としてのいじめ問題の考え方

いじめの問題は、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して防止対策や早期発見・早期解消に取り組むべき重要な課題である。

いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであると十分認識するとともに、対応にあたっては次の点を踏まえ適切に行う。また、いじめに関与する問題行動への対応については、早期解消のため早めに関係機関との連携を図り、児童生徒一人一人に応じた適切な指導・支援を積極的に進める。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

## 2 いじめ防止対策のための組織



### 3 いじめ防止対策のための具体的な取組

#### I いじめを未然に防止する

##### ① 学校経営方針

ア 人権尊重の精神に徹した教育の推進

「聴く」ことを怠らず、生徒たちの生活背景をとらえた教育実践に挑む。

イ 生徒の実態を十分把握したうえで、いじめを中心とした人権課題についての学習を深めるとともに家庭や地域の啓発を丁寧に進める。

ウ 生徒自らがより豊かな「生き方」を学ぶために、行事や体験学習、出会い学習等の学習活動を充実させ、教育活動すべてを仲間づくりにつなげる。

##### ② 教職員の資質向上

ア いじめ防止等のための対策に関する教職員の資質能力の向上に必要な研修を機会あるごとに実施する。

##### ③ 実態把握

Q-U調査、アンケート調査及び定期的な教育相談を実施する。

##### ④ 保護者・地域との連携

ア P T Aの各種会議や懇談会、アンケート調査等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。

イ いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やHP、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う。

#### II いじめを早期に発見する

##### ① いじめについてのアンケート調査の実施

・生徒対象 学期1回（6月・10月・2月）

##### ② 教育相談の実施

・担任による定期の教育相談（5月・11月・3月）

・スクールカウンセラーの活用

・いじめ問題相談員の活用

・ふれあい教室・市青少年センター等相談窓口の活用

##### ③ 「学習計画帳」の活用

##### ④ 家庭訪問の実施

・担任による家庭訪問での聞き取り

##### ⑤ 教職員の情報共有体制

・週1回の生徒指導委員会

・月1回の校内研修

##### ⑥ 地域の協力

・学校だより配布時における学校運営協議会委員、市民センター長さんとの情報交換

#### III いじめに対する措置

##### ① 基本的な流れ

ア いじめ情報の把握

イ 正確な実態把握

・当事者双方、周りの生徒からも聴き取り、記録する。

・いじめ対策委員会において情報を共有し、状況を正確に把握する。

・ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

ウ 指導体制、方針決定

・いじめ対策委員会において、指導のねらいを明確にする。

・すべての教職員の共通理解を図り、対応する教職員の役割分担を確認する。（複数対応）

・教育委員会、関係機関との連携を図る。

エ 子どもへの指導・支援

・いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。

・いじめた生徒に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

オ 保護者との連携

・直接会って、具体的な対策を話し、協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

カ 今後の対応

・継続的に指導や支援を行う。

- ・カウンセラー等の活用も含め、心のケアにあたる。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を再度確認する。

## ② いじめ事象解決のための具体的対応

### ア いじめられた生徒に対して

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

### イ いじめた生徒に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

### ウ 周りの生徒に対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

## IV インターネット上のいじめに対する措置

### ① 未然防止の取り組み

- ア 特殊性の理解とその事による危険や子ども達が陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。
  - ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まること、匿名でも書き込みをした人は、特定できること
  - ・違法情報や有害情報が含まれていること、一度流出した情報は簡単には回収できないこと。
  - ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- イ 学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

### ② 早期発見と早期対応

- ア メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者と連携する。
- イ 「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応する。

## V いじめが解消していると判断するための要件

### ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

- ア 相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。
- イ 長期の期間が必要であると判断される場合は、学校のいじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定する。

### ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

- ア 被害生徒本人及び保護者に対し、面談等により確認する。
- イ いじめが解消に至っていない段階では、学校は被害生徒を徹底的に守り通し、安全・安心を確保する。

<資料>

① いじめを報告するのが悪い学校ではない。いじめを発見し解決するのがいい学校という意識をもつ。

◇いじめの件数が少ないことのみをもって、問題なしとすることは早計である。いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであるという認識のもとで、自分の学級や学校において、いつでもいじめが発生し得るという危機意識を常にもっておくことが必要である。いじめを見落とさないように、いじめ発見100%を目指すこと。

② 「弱いものをいじめることは人間として絶対許されない」との強い認識をもつ。

◇どのような場合においても、「いじめは許されない」「いじめる側が悪い」ということを毅然とした態度で指導をすること。いじめは児童生徒の成長にとって必要な場合もあるという考え方は認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないことである。

③ いじめられている児童生徒の立場に立った親身な指導を行う。

◇児童生徒の悩みを親身になって受け止め、児童生徒が発するサインをあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努めること。また、いじめを発見した場合は、いじめられた児童生徒の安全確保を最優先に行うとともに、いじめられた児童生徒が不安や恐怖心をもっていないかなど、具体的な内容をしっかりと聞き取ること。

④ いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。

◇教師は、教育に対する情熱を示し、児童生徒や保護者から信頼される指導に努めなければならない。特に、いじめの問題については、個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導が求められる。また、道徳教育、心の教育を通して、かけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導すること。

⑤ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有しているので、家庭との連携を十分に行う。

◇いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担っていることから、保護者と十分に連携を図ることが必要である。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。そのために、保護者と会する機会を活用して、多くの保護者と家庭の在り方やいじめの問題などについて語り合うように努めること。

⑥ 家庭・学校・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である。

◇いじめの防止や早期発見・早期解決に向けて、すべての関係者がそれぞれの立場からその役割を果たすことが必要である。PTAや地区区長・民生委員など地域の協力を得て、「いじめ防止対策委員会」を組織し、連携した取り組みについて協議すること。